

岐阜県後期高齢者医療広域連合次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

令和2年3月23日

規則第4号

次世代育成支援対策推進法施行令（平成15年政令第372号）第2項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、岐阜県後期高齢者医療広域連合の長（以下「広域連合長」という。）とし、広域連合長が任命する職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。